

この申込用紙を利用してDELE試験申込みを行う者は、試験要項及び試験条件を承諾し、受験申込みを行う。

アルファベット大文字で記載

2枚印刷し提出すること

個人情報(アルファベット)

名:
姓:
女性 男性
生年月日: / / (日/月/年)
出生地:
出生国:
パスポートなど身分証明書番号:
携帯電話番号:

試験前住所(アルファベット):

住所:
都道府県:
国:
郵便番号: 電話番号:
メールアドレス:
*携帯電話のアドレスは不可

試験後住所(試験以降住所が変更になる場合のみアルファベットで記入)

住所:
都道府県:
国:
郵便番号: 電話番号:
メールアドレス:
*携帯電話のアドレスは不可

DELE試験受験データ

試験:
Aレベル: DELE A1 (01) DELE A2 (02)
 DELE A1 escolar (11)
Bレベル: DELE B1 (03) DELE B2 (04)
 DELE A2/B1 escolar (17)
Cレベル: DELE C1 (05) DELE C2 (06)
受験月: 5月 7月 11月

受験都市: 東京 京都 名古屋 大阪
 仙台 広島 福岡 沖縄

受験国: 日本

支払

支払金額: 円
支払方法: 銀行振込(月 日入金)
CLICオンライン登録システム(月 日手続完了)

スペイン国籍を得るためにDELE試験を受験しますか?
はい、永住のため はい、スペイン系ユダヤ人として
いいえ

セルバンテス文化センターの情報提供のため、個人情報の利用を認める。また、試験要項及び申込み条件を承諾するものとする。

日付: / / (日/月/年)

署名:

未成年者の受験者の場合:

は両親、保護者、後見人として、未成年者または法的能力のない受験者の個人情報に関するデータがスペイン情報保護管理局に登録されているセルバンテス文化センターの責任下にある<Gestión académica>ファイルにおいて処理されることを承諾する

氏名: 署名:

スペイン王国の個人情報保護に関する組織法1998年法令第15号に則り、セルバンテス文化センターへ提供された個人情報はセルバンテス文化センターの所有する情報ファイル<Gestión académica>へ保存される。当該個人情報はセルバンテス文化センターが行うDELE試験運営を目的として使用されるものとする。これらの情報の受け取りを希望しない場合は、その旨を通知せねばならない。なお、自己の登録情報へのアクセス、修正、削除、使用の停止、譲渡の禁止を求める当該権利の行使は電子メールにてlopdc@cervantes.es宛または書面にてセルバンテス文化センター本部(C/Alcalá, 49, Madrid 28014)へ直接請求すべきものとする。

INSTITUTO CERVANTES (以下「セルバンテス文化センター」という) は外国語としてのスペイン語認定証(以下「DELE」という) の試験管理、財務、及び運営等の一切の事務を統括し、スペイン王国教育文化スポーツ大臣の名のもとに、下記条件においてDELEの認定証書を発行するものである。

1. 試験一般

試験日、申込期間などDELE試験に関する詳細は、<http://exámenes.cervantes.es/dele/>のDELEサイトにて掲載をする。

DELE試験の申し込みとして入金された受験料には、選択した試験日、試験会場での試験、及び証書の発行に関する

権利を含む。いかなる場合にも、申込期間を過ぎた試験の申込みは受領しない。

受験者が当該月DELE試験に合格しない、当該試験日に受験をしない場合は当該月試験に対する権利を失う。

2. 受験資格

DELE試験は全ての年齢の識字者を対象とする。

セルバンテス文化センターは受験料を支払った受験者の申込みを受け付ける。試験申込みには、受験者の個人情報、個人メールアドレスを必要とし、提出は受験者の義務とする。この登録されたメールアドレスを利用して、セルバンテス文化センターや試験会場がDELE試験やセルバンテス文化センターに関する連絡、試験結果の確認及び印刷のために利用する。そのため、登録メールアドレスが正常に機能するかは、受験者に責務があるものとする。

受験料の支払いをもって、受験者は支払い現条件を受諾し、試験運営要項を果たすことを証言し、本人確認のために申込み確認書、パスポートなどの写真付身分証明書を試験に持参することに合意するものとする。

未成年、または法的能力のない受験者の申込みは、両親、保護者、後見人が試験申込みを行い、受験者ごとにメールアドレスを設定せねばならない。

3. 申込方法

試験申込みはセルバンテス文化センターが設けた申込み方法にて、申込み期間内に行うものとする。

オンラインでの申し込みの場合は、オンラインの申込み方法に沿って、試験要項及び申し込み条件を確認しなければならない。受験者の義務として、どのような申込み方法であっても、申込み確認書にある全ての内容及び選択した受験レベル、試験日、会場が正しく記載されているかを確認しなくてはならない。

受験申し込みを正式に行うために、受験者は下記の書類を提出せねばならない。

- ・ 雇用事項を記載した試験申し込み用紙
- ・ パスポートなどの写真つき身分証明書のコピー及び原本* 身分証明書には姓名、国籍、出生地、生年月日が記載されているもの。受験者が提出する受験申込書は証明書の記載内容と同じでなくてはならない。
- ・ 受験料支払いを証明するもの
*日本国内での試験の場合は写真付身分証明書の原本は試験時持参すること。

4. 申込書の記入

受験者は姓名、身分証明書番号、生年月日、出生地など個人情報の記載内容が正しく記載され、選択した試験、試験会場、日程、レ

ベルを正しく選択しているかを再度確認をする義務がある。受験者の記載ミスによる入力情報の誤りに伴う証書再発行の手数料は受験者が負うものとする。また、再発行手数料は先払いとする。

受験者の個人情報は、写真付身分証明書と同じ記載内容でなくてはならない。受験者が正しく身元証明され、申し込み確認書と整合性があった場合のみ受験を認める。

なお、受験者は、DELE試験証書の発送に関する個人情報の変更が生じた場合は、速やかに通知する義務を負うものとする。誤記入、及び個人情報の未更新によって受験者が被る損害に関しては、セルバンテス文化センターは責任を負わないものとし、一切の責任は受験者が負うものとする。

5. 特別措置が必要な受験者

セルバンテス文化センターは規定に則り、個人的な状況により特別な措置が必要な受験者へは特別措置を講じて試験を運営する。上記の受験者は、セルバンテス文化センター試験サイトに記載されている必要要件を確認し、受験申込み時または、申込み後48時間以内までに試験管理事務所が対応できるよう、十分に余裕を持って速やかに事前通知し、また必要な証明書を提出しなくてはならない。十分な余裕をもった事前通知がない場合、または指定の通知の方法で通知がされなかった場合には、受験者は本条の特別措置を申請する権利を失うものとする。

試験会場またはセルバンテス文化センターの判断、試験会場で受験受け入れ不可能、などにより特別措置が認められない場合は、特別措置受験の却下連絡より72時間以内であれば、受験者は試験のキャンセル及び受験料の返金を申請することができる。特別措置の詳細については、セルバンテス文化センターの試験サイトより詳細を確認することができる。

6. 返金(放棄)

受験者は法律に則り、返金(放棄)の権利を有する。返金(放棄)に関する申請は、申し込み及び支払い後14日以内に、<http://cau.cervantes.es>、<http://exámenes.cervantes.es>、各試験センターにて行う。他の方法での返金(放棄)申請、期間外の申請は受け付けない。

返金の連絡が正しく返金期間内にあった場合は、*返金連絡後14日以内に受験者が受験料として入金した方法で返金を行う。いかなる場合も、受験者は申込み後14日を過ぎての受験料返金の権利を失う。試験申込み及び支払い後、14日以上を過ぎた場合は、受験者は返金の権利を失う。*日本国内で受験の場合は、返金は銀行振り込みにて行う。

申込み月の試験をまだ開催されていず、既に申請した試験結果の見直し、異議申し立てにより申込み月の試験で合格となった場合は、受験料返金の権利を有する。この場合は、受験者は見直し、異議申し立ての結果通知より1ヶ月以内に書面にて返金の申請を行わなければならない。申請期間後は受験者は返金の権利を失うものとする。

7. 申込みの無効

以下の状況により試験が廃止された場合、受験者は通知をもって受験料の全額を返金請求するか、または次の受験月への受験変更ができるものとする。

- ・ 試験会場の責任により試験が実施できない場合
- ・ 不可抗力、天災、または試験会場への移動が困難で受験者の生命・安全等の危険を伴う状況(洪水、戦争、など)により試験が実施できない場合

上記の場合、筆記試験開催予定日より1ヶ月以内に、受験者は受験申込み先(試験会場、またはオンライン)への返金の通告をした場

合に受験料が返金されるものとし、当該申出期間を過ぎた場合には、受験者は返金の権利を失うものとする。

8. 試験月、試験会場、レベルの変更について

試験申込み期間が終了しての、変更は一切認めない。いかなる場合でも、申し込み期間を過ぎての申し込みは受け付けない。

試験月、試験会場、レベルの変更は、申し込み日から14日以内の場合のみ変更できるものとする。

受験者は期間内に書面にて、個人情報、受け取っている場合は受験番号を添えて、試験センター（日本国内：広島・福岡会場はwww.artlingual.com、前述以外の会場はセルバンテス文化センター東京）へ変更の申請をせねばならない。変更の申請の際に、個人情報や受験会場、受験レベルなどを含めた正しい変更申請を試験センターへ送付することは受験者の責務とする。

変更に関する経費はかからないものとする。ただし、受験レベルの変更に伴い、変更後のレベルが申込みレベルよりも受験料が高い場合は、受験者は差額を遅滞なく支払うべきものとし、変更レベルが申込みレベルより安い場合は、差額の返金は行わないものとする。

A. セルバンテス文化センター試験サイトよりDELE試験（A1、A2、B1、B2、C1、C2）スペイン国内試験会場をオンラインで申込みの場合

1. 試験会場、試験日、試験レベルの変更

当該試験の申し込み期間中であり、かつ変更申し込み時に変更後の試験申込み期間中であり、受験者数に空きがある場合は、受験者は試験日、試験会場の変更を申請できる。

他国への変更、セルバンテス文化センター試験サイトにない試験への変更は認めない。

B. その他の試験会場でのDELE試験申込みの場合

1. 試験会場の変更

試験申込み後の試験会場の変更はできない。

2. 受験月、受験レベルの変更

申込みをした当該試験の申し込み期間内でかつ、変更希望の試験申し込み期間内で、空席がある場合に限り、試験月、試験レベルの変更が可能となる。受験者が受験レベルの変更を申請する場合は、変更レベルの受験料差額を支払った際に変更ができる。また、変更レベルの受験料が申し込みレベルより安い場合は差額の返金は行わないものとする。

DELEジュニア・ユースに関しては、スペイン国内の試験会場へ申込みをした場合は、通常のDELE試験への変更は認めない。

9. 試験の開催

試験申し込みは必ず試験会場の選択をせねばならず、受験者は選択した試験会場及び日程でのみ受験資格を持つ。受験者は試験に関する書類に書かれた時間、場所に以下のものを持参し集合せねばならない。

- ・ 申込み確認書、オンラインで申込みをした場合はメールアドレスに配信される申込み確認メール
- ・ 試験申し込み時にコピーを提出したパスポートなどの身分証明書。EU圏内の受験者に関しては、EU市民の証明書とEU圏内の自国の証明書にて代用することができる。
- ・ 試験会場より送られた受験票

受験者は申し込み試験会場が指定した会場、試験月でのみ受験できるものとする。受験者が指定の試験会場、指定の日程に受験しなかった場合、納付済み受験料の返還請求及び別の試験月での振替受験申請はできないものとする。

10. 不適切な行動

試験中に受験者がとった不適切な行動により、当該受験者の試験または他の受験者の試験が有利または不利になると試験監督が判断した場合、当該受験者は試験会場から退出し、試験結果への権利を喪失する。退出した受験者は受験中の試験の権利をも喪失するものとする。

11. 試験の録音・録画

受験者は身分証明の確認、及び防犯上試験中に録音、録画される可能性がある。DELE試験は、職務のモニタリング、試験の改善のための調査及び研究、受験者の試験結果に対する見直し等申立ての判断時の補足的な資料を得ることを目的として、電磁波又はデジタル媒体（規則形態・ランダム形態を問わず）により録音・録画できるものとする。

受験者は上記条件への同意の下、面接の録画を承諾し、自己が録音・録画された面接についての知的財産権・肖像権・その他の権利についても、国を問わず現行法上認められ得る最大の期間セルバンテス文化センターに譲渡するものとする。

12. 試験結果

セルバンテス文化センター試験サイトのDELE試験ガイドにて試験結果の基準や採点方法に関する詳細全てを記載する。

またセルバンテス文化センターは、ウェブサイト<http://examenes.cervantes.es/>にて、受験者全員に対して試験結果を通知する。受験者は事前に上記サイトへ登録し、合格、不合格が記載された試験結果をダウンロードすることができる。ダウンロードした結果にはセルバンテス文化センターの電子証印が捺印され、証明書としての価値を有する。試験に合格した受験者は、合格したレベルの証書発行を請求する権利を有する。不合格となった受験者が次回試験を申し込む場合は、たとえ一部パートが合格となっていたとしても、全パートの試験内容を再度受験しなければならない。

13. 試験結果の見直し

受験者は、セルバンテス文化センター試験サイトより1回に限り異議申し立てができるものとする。但し、試験の採点の見直しは規定期間内に限って請求できるものとし、受験結果掲載時の確認及び試験見直し請求は受験者の責務とする。試験結果の見直し申し立てに関する詳細は、セルバンテス文化センターのDELE試験サイトにて掲載する。

14. 異議申し立て

全受験者は <http://sede.cervantes.gob.es> より試験に対する異議申し立てをする権利を有する。

15. 証書の発行・受理

DELEの合格証書の発行はセルバンテス文化センター本部の責任とし、各センターへ合格証を発送する。各センターは合格者へを受理の連絡をし合格者へ発送をする。そこで、合格者は証書受理のために各センターへ連絡を取らなければならない。*日本国内での受験に関しては、証書は郵送にて受験者の申込み用紙にある住所に送付する。

合格証書を受け取らなかった合格者が、当該合格証書発行を試験の結果発表日から1年以内に請求しない場合は、証書の発行の請求できる権利を喪失する。この期間が過ぎた後は合格証書再発行の手続きによって証書発行を申請できるものとする。ただし、DELEの合格証書再発行の申請は、試験管理事務所またはセルバンテス文化センターの過失による再発行の場合を除き、所定の再発行手数料を受験者が負担すべきものとする。

16. 知的所有権

受験者に提供された(手渡し、郵送、その他手段を問わず)DELE試験に関する全ての資料等の知的財産権、産業財産、経済的権利はセルバンテス文化センターに帰属するものである。(第三者に帰属するものがある場合、随時明記される。)よって、前記の権利を侵害するいかなる行為もあらゆる法的措置により訴追の対象となる。

17. 個人情報の保護・守秘義務

セルバンテス文化センターは、受験者より提供された個人情報を法の規定に従ってセルバンテス文化センターの所有する情報ファイルにて保管する。当該個人情報は紙媒体や電子メール等を通じてセルバンテス文化センターが行う活動に関する新着情報、製品やサービスを紹介・通知することを目的として使用されるものとする。またスペイン国籍取得手続きを行う場合は、状況に応じて当該個人情報をスペイン国公的機関へ譲渡するものとする。受験者が自己の登録情報へのアクセス、修正、削除、使用の停止、譲渡の禁止等を求める場合は電子メールにて`lopdcervantes.es`宛、またはセルバンテス文化センター本部宛に(C/Alcalá, Nº 49, Madrid 28014)書面にて請求すべきものとするにその旨を通知すべきものとする。

18. 適用法・司法管轄

受験者とセルバンテス文化センターの間に発生した一切の紛争はスペイン国法を適用法として解決されるべきものとする。従って、両者は自己に適用され得るいかなる裁判管轄権をも放棄し、スペイン国のマドリードの裁判所の管轄に従うものとする。

重要: DELE試験申込みを行った受験者は上記試験要項及び試験条件に承諾したものと見なす。

さらに詳しい内容はDELE公式ウェブサイト<https://examenescervantes.es/es/>にてご確認ください。